令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号に係る自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号により佐倉市内において被災した損壊家屋等を、自らの費用負担によって解体・撤去（解体・撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）を行うこと（以下「自費解体・撤去」という。）により、生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法（明治２９年法律第８９号）第６９７条に基づく事務管理と解して、当該自費解体・撤去に要した費用の償還（以下「費用償還」という。）を同法第７０２条第１項又は第２項の規定に基づき行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）損壊家屋等　損壊建築物、損壊工作物等及び災害廃棄物等をいう。

（２）損壊建築物　令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号で損壊した佐倉市内に存する家屋であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　罹災証明書（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第９０条の２の規定により市長が交付する書面をいう。以下同じ。）により証明された被害の程度が全壊である建築物

イ　アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物

（３）損壊工作物等　損壊建築物と同一の敷地内に存する令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体・撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上支障があり、損壊建築物の地上部分の解体と一体的に解体・撤去が行われるものをいう。

（４）被災民有地　個人が所有する佐倉市内に存する土地（損壊家屋等が存するもの（損壊家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物等が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

（５）災害廃棄物等　令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

（費用償還の範囲）

第３条　この要綱に基づき市が行う費用償還は、予算の範囲内において行う。

（費用償還の対象）

第４条　この要綱に基づく費用償還の対象となる自費解体・撤去は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）当該損壊家屋等の所有者（所有者が死亡しているときは、相続人その他の一般承継人）又はその委任を受けた者等（以下「所有者等」という。）と解体・撤去を行う者（以下「解体業者等」という。）との契約が次に掲げる罹災原因（罹災証明書に記載されたものに限る。）に応じ、それぞれに定める日（以下「基準日」という。）から令和８年１２月２８日までに締結されたもの

ア　令和８年８月千葉豪雨　令和８年８月１３日

イ　令和８年台風第２５号　令和８年９月２１日

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（自費解体・撤去の対象物）

第５条　この要綱に基づく解体の対象となる物は、損壊家屋等とする。

２　この要綱に基づく撤去の対象となる物は、損壊家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。

３　損壊家屋等を改修するための解体その他の当該損壊家屋等の一部の解体・撤去は、費用償還の対象としない。

（対象者）

第６条　費用償還を受けられる者は、第４条に該当する自費解体・撤去を行った所有者等とする。

（償還金の額）

第７条　費用償還の額は、第５条各項に規定する自費解体・撤去の対象物のうち費用償還の対象とすべき項目の合計額又は市が定める基準に基づき積算した額のいずれか少ない金額とする。

（申請）

第８条　費用償還を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、解体業者等と自費解体・撤去に係る契約を締結する前に、当該契約の額等について、あらかじめ市が設置する相談窓口に相談するものとする。

２　申請者は、自費解体・撤去に要する費用の償還申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者又は委任者の本人確認ができる書類の原本を提示する場合は、第１号又は第８号の表１の項ウに掲げる書類を除く。

（１）運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し

（２）罹災証明書（被害の程度が全壊と証明されたものに限る。）の写し

（３）被災家屋が未登記の場合は、固定資産税評価証明書

（４）別記様式第２号による損壊家屋等の建物配置図及び別記様式第３号によ

る状況写真で、それぞれ次の要件を満たすもの

ア　損壊家屋等の全景その他の自費解体・撤去の対象物が特定できるもの

イ　損壊家屋等に係る解体・撤去作業の施工前、施工中及び施工後の過程が分かるもの

（５）自費解体・撤去に係る見積書（内訳書（別記様式第４号）を含む。）及び契約書の写し

（６）領収書その他自費解体・撤去に要する費用を支払ったことを証する書類の写し

（７）自費解体・撤去に係るマニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１２条の３又は同法第１２条の５に規定する管理票をいう。）の写し

（８）次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

区分	書類
１　代理人が申請手続をする場合	次のアからウまでに掲げる書類 ア　自費解体・撤去に要する費用の償還申請に関する委任状（別記様式第５号。原則として委任者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの） ウ　運転免許証、旅券又は個人番号カードその他代理人の本人確認ができる書類の写し
２　損壊家屋等が共有である場合	申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア　自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（共有名義人・相続権者）（別記様式第６号。原則として同意者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）
３　所有権について差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記がある損壊建築物の所有者が申請を行う場合	当該登記に係る差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の権原を有する者全員についての次のア及びイに掲げる書類 ア　自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（損壊家屋等に関する権利設定者（抵当権者等））（別記様式第７号。原則として同意者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）

4　所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次のアからエまでに掲げる書類。ただし、所有者の相続人が１人であるときは、イからエまでに掲げる書類を除く。 ア　所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ　相続人の全員に係る登録印が押印された遺産分割協議書の写し ウ　相続人全員分の印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの） エ　相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。）
5　所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が決まっていない場合	次のアからエまでに掲げる書類 ア　所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ　共同相続人の全員（申請者を除く。）に係る公費解体・撤去に関する同意書（共有名義人・相続権者）（同意者の実印を押印） ウ　相続人全員分（申請者を除く。）の印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの） エ　相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。）

備考

１　委任状（自費解体・撤去に要する費用の償還申請に関する委任状をいう。以下同じ。）又は同意書（自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（共有名義人・相続権者）及び自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（損壊家屋等に関する権利設定者（抵当権者等））をいう。以下同じ。）について、委任者又は同意者が自署し、その者の本人確認書類の写しを添付する場合は、当該委任状又は同意書へのその者の実印の押印及び印鑑登録証明書の添付を省略することができる。

２　２の項、３の項又は５の項の左欄の区分に該当する場合において、当該区分に応じて右欄で定める者の全てからは同意書を取得することが困難であると市長が認めるときは、申請者からの自費解体・撤去に要する費用の償還に係る宣誓書（別記様式第８号）の提出により、その認められる範囲内において、２の項、３の項及び５の項の右欄に掲げる書類（同項アの書類を除く。）の添付を省略することができる。

（９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　前項第３号及び第４号（同号の表１の項ウ及び同表４の項イの規定を除く。）に掲げる書類は、特段の事情があると市長が認める場合を除き、基準日以降に作成された原本を提出するものとする。

４　第２項の規定による申請書の提出期限は、令和８年１２月２８日とする。

（実施の決定等）

第９条　市長は、前条第２項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、費用償還をするものと決定し、償還金の額を確定したときは自費解体・撤去に関する償還金交付決定通知書（別記様式第９号）により、費用償還が不適当と決定したときは自費解体・撤去に関する償還金不交付決定通知書（別記様式第１０号）により、その旨を申請者に対し通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査のため必要があるときは、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

（償還金の交付請求等）

第１０条　前条第１項の規定による費用償還の決定及び償還金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（１）自費解体・撤去に関する償還金交付請求書兼口座振込依頼書（別記様式第１１号）

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（費用償還決定の取消し等）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、費用償還の決定を取り消すとともに、自費解体・撤去に関する費用償還取消通知書（様式第１２号）により通知する。この場合において、既に交付された償還金があるときは、費用償還を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（１）この要綱の規定に違反したとき。

（２）虚偽の申請又は不正な手段によって不当に費用償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１３日から施行する。